

## 秋田県条例第五号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例

秋田県行政機関設置条例（昭和四十三年秋田県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

第七条第二項の表中「（狂犬病の予防に関する事務にあつては、男鹿市、潟上市及び南秋田郡）」を削る。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前において、保健所長（秋田中央保健所長を除く。以下この項において同じ。）がした動物の管理若しくは狂犬病の予防に関する手続その他の行為又は保健所長に対してされた動物の管理若しくは狂犬病の予防に関する手続その他の行為は、秋田県動物愛護センター所長がした手続その他の行為又は秋田県動物愛護センター所長に対してされた手続その他の行為とみなす。